

めぐろ生活応援券の紙商品券を購入されるかたへ ハガキ専用申込用紙(右記)をご利用ください

申し込み方法は、4面をご覧ください。

販売場所(予定) ※土・日曜日の販売は総合庁舎・目黒区商店街連合会のみ

①目黒駒場郵便局(駒場1-9-6)	⑬目黒自由が丘郵便局(自由が丘2-11-19)
②目黒東山一郵便局(東山1-1-1)	⑭目黒緑が丘郵便局(緑が丘1-19-6)
③目黒東山二郵便局(東山2-15-17)	⑮目黒南三郵便局(南3-3-11)
④目黒大橋郵便局(大橋1-10-1)	⑯目黒原町郵便局(洗足1-11-20)
⑤目黒八雲四郵便局(八雲4-20-14)	⑰目黒本町郵便局(目黒本町6-12-16)
⑥中目黒駅前郵便局(上目黒2-15-8)	⑱目黒三郵便局(目黒3-1-26)
⑦上目黒四郵便局(上目黒4-21-13)	⑲目黒四郵便局(目黒4-9-14)
⑧目黒中町郵便局(中町2-48-33)	⑳目黒郵便局(下目黒3-2-3)
⑨目黒五本木郵便局(五本木1-22-5)	㉑目黒三田郵便局(三田2-4-10)
⑩目黒郵便局(目黒本町1-15-16)	総合庁舎本館 ㉒9月10日(土)㉓9月11日(日) ㉔9月24日(土)㉕9月25日(日)
⑪目黒碑文谷二郵便局(碑文谷2-5-8)	目黒区商店街 連合会 (目黒2-4-36 区民センター内) ㉖9月3日(土)㉗9月4日(日)
⑫目黒鷹番郵便局(碑文谷6-1-20)	
⑬目黒碑文谷四郵便局(碑文谷4-16-2)	
⑭目黒柿ノ木坂郵便局(八雲1-3-4)	
⑮目黒八雲二郵便局(八雲2-24-18)	

めぐろ生活応援券専用申込ハガキ

【購入申込受付期間】

令和4年7月15日(金)～7月31日(日) **消印有効**

■全てご記入ください。

購入 セット数	セット ※1セット5,000円(6,500円分)です。お一人様4セットまで。 (左記「販売場所一覧」からお選びください)	
希望 販売場所	第1希望	番
	第2希望	番
	※ご希望した場所以外での購入はできません。	
フリガナ	セイ	メイ
氏名	姓	名
郵便番号	〒	
住所	目黒区	
電話番号		
生年月日	西暦	年 月 日 生まれ

※団体名や会社名等では購入できません。必ず個人でお申込ください。

ご記入いただいた個人情報は、本事業の委託業者に提供します。目黒区商店街連合会及び委託業者で厳重に管理し、本事業の受付、抽選、発送、販売及びめぐろ生活応援券に関するアンケート業務以外の目的では使用いたしません。ご了承ください。

募集中 / めぐる生活応援券取り扱い店舗を募集しています

めぐろ生活応援券を取り扱う、区内店舗を募集しています。

詳細はめぐろ生活応援券コールセンター(7月15日から開設。☎0120-429-245、☎5715-0933)へお問い合わせください。

障害があるかたへの 心身障害者福祉手当など

障害者支援課支援サービス係(☎5722-9846、☎3715-4424)

いずれも所得制限があります。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

心身障害者福祉手当(区)

対象	手当額	支給制限
65歳未満(※1)で次の①～③いずれかのかた ①身体障害者手帳1・2級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1～3度	月額15,500円	施設に入所、保護者が児童育成(障害)手当を受給
②身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	月額10,000円	
③国または都の指定する特殊疾病(難病)※2	月額13,000円	

※1 65歳前に身体障害者手帳などの交付を受け、所得制限等で申請できなかったかたや、心身障害者福祉手当の受給資格喪失後、支給制限事由がなくなったかたは、65歳以上でも対象

※2 国・都の指定する難病の医療受給者証、または医療券が交付されている

重度心身障害者手当(都)

対象(都による判定)	手当額	支給制限
65歳未満で常時複雑な介護を要する、次の①～③いずれかのかた ①重度の知的障害があり、著しい精神症状などのため、常時複雑な配慮が必要 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複 ③両上肢・両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難	月額60,000円	施設に入所、3カ月を超えて入院している

特別障害者手当(国)

対象(専用の診断書で判定)	手当額	支給制限
20歳以上で、常時特別な介護を要する、おおむね①または②のかた ①身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の重度の障害がある ②①と同等の疾病・精神障害がある	月額27,300円	施設に入所、3カ月を超えて入院している

障害児福祉手当(国)

対象(専用の診断書で判定)	手当額	支給制限
20歳未満の障害児で、おおむね①または②のかた ①身体障害者手帳1級(一部2級を含む)、愛の手帳1度(一部2度を含む)程度の障害がある ②①と同等の疾病・精神障害がある	月額14,850円	施設に入所、障害年金を受給

所得制限額(扶養人数が0人の場合。扶養人数により加算あり)

心身障害者福祉手当	360万4千円	本人(20歳未満の場合は保護者)
重度心身障害者手当		本人(20歳未満の場合は扶養義務者)
特別障害者手当・障害児福祉手当	360万4千円(本人)、かつ628万7千円(配偶者または扶養義務者)	

児童扶養手当・特別児童扶養手当

子育て支援課手当・医療係(☎5722-9645、☎5722-9328)

申請方法など、詳細はお問い合わせください。なお、子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、受給できないことがあります。

児童扶養手当 申請が必要

対 次の①～④のいずれかの子ども(18歳の3月31日まで。中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育しているかた

- ①父母の離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある
- ②父(母)が保護命令を受けている、または1年以上拘禁されている
- ③父(母)に1年以上遺棄されている
- ④父(母)に重度の障害がある

※父(母)が事実上の婚姻関係にある(④を除く)場合は、受給できません
※父(母)または子どもが手当額以上の公的年金を受給している場合は、受給できないことがあります

手当額 所得に応じて月額10,160～43,070円(第2子は5,090～10,170円、第3子以降は1人当たり3,050～6,100円)

所得制限額

扶養人数	請求者本人		孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

受給資格者には、現況届のお知らせを送付します。手続き方法を確認のうえ、8月1～31日に、手続きをしてください。

特別児童扶養手当 申請が必要

対 20歳未満で心身に中度以上の障害がある子どもを養育しているかた

手当額 障害の程度が重度の場合は月額52,400円、
中度の場合は月額34,900円

所得制限額

扶養人数	請求者本人	配偶者・扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
以下1人増すごとに加算	38万円	21万3千円

受給資格者には、所得状況届を送付します。8月5～31日(必着)に、総合庁舎本館2階子育て支援課の窓口または郵送で提出してください。